

第3回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
59	嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
60	嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	2
61	嬉野市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表	3
62	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	14

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

改正案				現行		
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）		
区分	報酬の額		旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
外国人英語指導助手	任用1年目	月額 280,000円	〃	外国人英語指導助手	〃	〃
	〃 2年目	〃 300,000円				
	〃 3年目	〃 325,000円				
	〃 4年目	〃 330,000円				
	及び5年目					
外国語指導助手	月額 200,000円		〃	外国語指導助手	〃 200,000円	〃

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(緊急安全措置)</u></p> <p><u>第15条 市長は、空き家等が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第8条、第9条及び第12条の規定による助言若しくは指導、勧告又は命令を行った上で、所有者等の同意を得て、法令に違反しない限りにおいて、当該危険な状態を解消するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、緊急安全措置の実施により生じた諸費用を民法（明治29年法律第89号）第7.02条の規定に基づき、所有者等に償還請求するものとする。</u></p> <p>（関係機関との連携）</p> <p><u>第16条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第17条</u> （略）</p>	<p>（関係機関との連携）</p> <p><u>第15条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第16条</u> （略）</p>

嬉野市税条例等の一部を改正する条例【第1条関係】新旧対照表

改正案	現 行
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 【略】</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、 その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 【略】 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 【略】</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が 、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納税すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3及び4 【略】</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 【略】</p> <p>2 外国法人 に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ、令 第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 【略】 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 【略】</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納税すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3及び4 【略】</p> <p>5 法人税法第74条第1項 の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用</p>

する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 【略】

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以降2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 【略】

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属さないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 【略】

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産とし

する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 【略】

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以降2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 【略】

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属さないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 【略】

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産とし

て同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)

年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの

年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの

年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額 3,700円

(1) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車
農耕作業用のもの

て同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)

年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの

年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの

年額 1,600円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの

年額 2,400円

イ 小型特殊自動車
農耕作業用のもの

年額	2,400円
その他のもの	
年額	5,900円
(2) 2輪の小型自動車	
年額	6,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))

の規定によりみなして適用する場合を含む。

)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項

に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項まで

の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄付金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項に規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条

年額	1,600円
その他のもの	
年額	4,700円
(3) 2輪の小型自動車	
年額	4,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで

の規定によりみなして適用する場合を含む。

)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄付金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項に規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条	3,900円	4,600円
2条	6,900円	8,200円
第2号ア	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1項の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 【略】

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 【略】

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合におい

第16条 削除

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3

の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1項の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 【略】

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 【略】

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合におい

て、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項

」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 【略】

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものも含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等

の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したものそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他この条例の規定を適用する。

第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一派社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類
ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、

て、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法_____」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 【略】

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものも含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものと

それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他この条例の規定を適用する。

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一派社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類
ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、

地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類並びにその用途

(3)～(5) 【略】

地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類並びにその用途

(3)～(5) 【略】

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以降の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以降の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2第3条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これからの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条	租税特別措置	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第1

の 3 第 1 項	法 第 3 1 条 の 3 第 1 項	1条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附 則 第 1 8 条 第 1 項	第 3 5 条 第 1 項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同 法 第 3 2 条 第 1 項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載

がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 【略】

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 【略】

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 【略】

(個人の市民税の税率の特例等)

第25条 【略】

嬉野市税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】新旧対照表

改正案	現行
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 附則第7条の4第1項改正規定の前段、附則第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日 (延滞金に関する経過措置)</p> <p>第2条 【略】 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特別短期公社債を除く。)</u>について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以降の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>6 【略】</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 附則第7条の4第1項改正規定の前段、附則第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定</p> <hr/> <p>並びに附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日 (延滞金に関する経過措置)</p> <p>第2条 【略】 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 【略】 2～3 【略】</p> <p>4 平成28年1月1日前に発行された<u>旧租税特別措置法</u></p> <hr/> <p>第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特別短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以降の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>6 【略】</p>

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子家庭の母 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に定める配偶者のない女子であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子家庭の母 <u>母子及び寡婦福祉法</u> _____（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に定める配偶者のない女子であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>



